

3 個別サポート加算（Ⅰ）、（Ⅱ）について

1 個別サポート加算（Ⅰ）

（1）改定の内容

児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいて、ケアニーズが高い障害児に支援を行ったときに本加算の算定が可能となります。

（2）対象児童

サービス	対象要件	
児童発達支援	3歳未満の場合	食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が2以上
医療型児童発達支援	3歳以上の場合	以下の①及び②に該当すること ① 食事、排泄、入浴及び移動の項目で、全介助又は一部介助である項目が1以上 ② 食事、排泄、入浴及び移動以外の項目（行動障害および精神症状の各項目）で、ほぼ毎日（週5日以上）ある又は週に1回以上ある項目が1以上
放課後等デイサービス	以下の①又は②に該当すること ① 食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とするもの ② 指標判定の表の項目の点数の合計が13点以上であるもの	

※ 国の指針に従い、「3歳未満の場合」については、給付決定期間中に3歳に達した場合でも、次回の給付決定までは新たに「3歳以上の場合」の要件で決定し直す必要はないものとします。

※ 重症心身障害児の場合

重症心身障害児が非重心の事業所を利用し、重症心身障害児以外の基本報酬を算定することになる場合は、個別サポート加算（Ⅰ）も算定可能となるため、区・支所において加算の決定をするものとします。しかし、重症心身障害児が重心型児童発達支援事業所又は重心型放課後等デイサービス事業所を利用した場合は、個別サポート加算（Ⅰ）の算定対象にはなりません。

（3）令和3年4月以降の支給決定の取扱い

ア 児童発達支援・医療型児童発達支援

各種加算の対象かどうかの決定は、基本的には通所給付決定と同時に実施されているため、個別サポート加算（Ⅰ）についても、通所給付決定申請の際の5領域11項目の調査結果を踏まえて決定します。通所給付決定保護者や事業所からの求めに応じて、通所給付決定とは別に決定をすることも可能とされているが、個別サポート加算の申請が年度当初に多数発生すると見込まれ、区・支所の窓口の混雑及び新型コロナウイルス感染症対策上の密集を回避するため、また利用者が区・支所へ出向く負担を軽減するべく、国の定めた基準（5領域11項目の調査結果）に基づき、あらかじめ市内の受給者について、個別サポート加算Ⅰの判定を行い、令和3年4月中旬をめどに加算該当者へ新しい受給者証を送付します（令和3年4月提供分から本加算を算定可能）。

本加算の対象かどうかの見直しの決定は、基本的に通所給付決定を更新する時期に改めて決定します。

イ 放課後等デイサービス

アと同様に、通所給付決定申請の際にこれまでの指標該当の調査を実施し、その調査結果を踏まえて決定します。放課後等デイサービス（非重心）は、指標に該当する障害児（本市の場合は、受給者証に「区分1対象児」と表記されている児童）は、そのまま個別サポート加算（Ⅰ）の決定がされているものとして取り扱って差し支えありません。令和3年4月以降の支給決定においても、指標に該当する障害児（区分1対象児）＝個別サポート加算（Ⅰ）の決定となります。

また、後述する基本報酬の一本化と、指標に該当する障害児は個別サポート加算（Ⅰ）の対象となることについて、事業所内に掲示を行う等、既に給付決定されている保護者へ周知のご協力をお願いします。

本加算の対象かどうかの見直しの決定は、基本的に通所給付決定を更新する時期に改めて決定します。

2 個別サポート加算（Ⅱ）

（児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後等デイサービス）

要保護（児童福祉法第6条の3第8項に規定する要保護児童をいう。）又は要支援児童（同法同条第5項に規定する要支援児童をいう。）を受け入れた場合に、児童相談所その他の公的機関又は当該児童若しくはその保護者の主治医と連携し、児童発達支援等を行う必要のあるものに対し、指定児童発達支援事業所等において、支援を行った場合に評価する加算が創設されました。

対象児童を受け入れている事業所においては、加算の算定にあたって子ども福祉課への届出は不要ですが、報酬告示において保護者の同意を得ることが求められているため、同意を得た記録を整備しておいてください（任意の様式で可）。

3 その他

- (1) 放課後等デイサービス（非重心）の基本報酬は、指標該当児童かどうかによる区分1及び区分2の分類が一本化されます。国の指針により、これに伴い、現に通所給付決定保護者が所有している通所給付受給者証の変更等は不要とされており、指標該当の有無（本市の場合は、対象児童の1受給者証に「区分1対象児」と表記）が記載された通所給付受給者証のまま、4月以降も放課後等デイサービスを利用できます。

放課後等デイサービス事業所（非重心）においては、指標該当の有無のいずれが記載されていても、4月提供分以降の基本報酬は同じになりますので注意が必要です。提供時間が3時間以上かどうかによる区分は、現行のまま継続されます。

- (2) 重心型児童発達支援、重心型放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設における看護職員加配（配置）加算については、算定方法が以下のとおり改正されました。

①報酬改定の概要

○ 看護職員加配加算（Ⅰ）、看護職員配置加算（Ⅱ）

〔現行〕 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して5以上になること。

〔見直し後〕 医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数／開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が40点以上になること。

○ 看護職員加配加算（Ⅱ）

〔現行〕 現行の判定基準のスコアが8点以上の障害児の前年度の利用日数の合計を、前年度の開所日数で除して9以上になること。

〔見直し後〕 医療的ケア児の新判定基準のスコアに前年度の出席率（利用日数／開所日数）を掛けた点数の医療的ケア児全員の合計点数が72点以上になること。

②令和3年4月以降の新判定スコアの取扱い

改正後の点数は、新判定スコアに基づいて算出することを国において想定されていますが、資料2の3と同様、旧判定スコアにより算出することも可能とされています。

なお、資料2の2のとおり、旧判定スコアは保護者や主治医、看護職員等への聞き取り等により事業所で判断することが可能でしたが、新判定スコアの「見守りスコア」は医師による判定が必要となるため、新判定スコアにより事業所が看護職員加配加算の算定となるかどうかを確認する場合、医師が判定した新判定スコアを用いる必要があります。